

令和 7 年第 8 回可児市農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分
開 催 場 所	庁舎 5 階全員協議会室
農 業 委 員	菱川 幸夫、 大澤 宏保、 中村 茂、 奥田 正人、 勝野 仁司、 山本 富義、 柴田 智弘、 近藤 辰夫、 奥村 武司、 伊藤 卓、 竹谷 益孝、 玉田 好二、 奥村 保彦
農地利用最適 化推進委員	津田 誠、 山本 寛、 國枝 悟、 鈴木 泰示、 鈴木 好則、 奥村 松市、 酒向 崇好、 三宅 静喜
欠 席 委 員	田中きょうこ、 江口 利広
事 務 局	局長 飯田 好晴、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度任用職員 前田 晃
議 案	第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第 37 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等 促進計画素案に対する意見について
議 長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和 7 年第 8 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14 番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されております ので、13 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、1 番、江口利広委員から欠席届が提出されておりますので、 8 名です。 これより令和 7 年第 8 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	それでは、2 番大澤宏保委員、3 番中村茂委員の両名を指名します。
議 長	続きまして、日程第 2、議案第 36 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の 設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 2、議案第 36 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有

権移転申請について説明します。

今月の申請は、贈与による所有権移転1件、売買による所有権移転3件、解除条件付使用貸借権の設定1件、賃借権の設定1件の合計6件です。

受付番号1番は、下恵土の方と美濃加茂市の方との間における贈与による所有権移転です。

下恵土地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、親子による贈与となります。

受付番号2番は、下恵土の方と長坂の法人との間における解除条件付使用貸借権の設定です。

下恵土地内において、借受人は、申請地に使用貸借権を設定し、経営規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

使用貸借の期間は、2年間となっています。

本案件は、以前は利用権設定で、解除条件付使用貸借権の設定で貸借していましたが、制度改正により、3条使用貸借権の設定として処理します。

受付番号3番は、下恵土の方と下恵土の方との間における売買による所有権移転です。

下恵土地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号4番は、鳩吹台の方外1名と塩河の方との間における売買による所有権移転です。

室原地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号5番は、柿下の方と広見の法人との間における賃借権の設定です。

久々利と瀬田地内において、借受人は、申請地に賃借権を設定し、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、以前より広見の法人が耕作していましたが、正式に申請書が提出されました。

受付番号6番は、愛岐ヶ丘の方と名古屋市守山区の方との間における売買による所有権移転です。

兼山地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、申請地に隣接する住宅も同時購入され、自家用野菜を作付けして耕作管理される計画です。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動、設定は妥当と考えます。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番から3番、下恵土お願いします。

議 長

中 村 委 員	<p>農業委員 3 番の中村から受付番号 1 番から 3 番の案件について現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号 1 番は、下恵土、今渡南小学校南にある土地改良エリア内にある畑です。</p> <p>譲渡人の父親は、高齢となり十分な管理ができないため、美濃加茂市に居住する子に贈与として所有権移転するための申請です。譲受人の子は、美濃加茂市に居住していますが、申請地までは 20 分ほどで行き来でき、畑として耕作、管理できますので、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 2 番は、下恵土、名鉄新可児駅西にある農地です。事務局から説明がありましたが、使用借人は、以前は利用権設定で使用貸借していましたが、制度が変わり、今回から 3 条申請となった案件です。更新で、今後も畑として耕作、管理されますので、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 3 番は、下恵土沢渡地内の農地です。譲受人は、申請地に隣接する土地に居住していて、自宅周辺の農地を耕作しています。申請地を取得後も耕作、管理されますので、問題ないと思います。</p>
議 長 國 枝 委 員	<p>受付番号 4 番、室原お願いします。</p> <p>推進委員 4 番の國枝から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号 4 番は、室原地内の農地です。譲渡人は、申請地を相続で取得しましたが、団地に住んでおり、管理できないため、塩河に居住する譲受人が購入されます。申請地は休耕田となっていますが、購入後は、畑として耕作管理される計画で、問題ないと思います。</p> <p>しかし、長年耕作されていない農地ですから、今後もパトロール等で監視を継続していきます。</p>
議 長 竹 谷 委 員	<p>受付番号 5 番、久々利、瀬田お願いします。</p> <p>農業委員 11 番の竹谷から久々利の現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号 5 番の久々利地内の農地は、事務局から説明がありましたが、既に借受人が畑として、外国の野菜を作付けしており、今後も外国の野菜を作付けされると聞いており、問題ないと思います。</p>
玉 田 委 員	<p>農業委員 12 番の玉田から瀬田の現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号 5 番の瀬田地内の農地は、事務局から説明がありましたが、既に借受人が畑として、外国の野菜を作付けしており、今後も外国の野菜を作付けされると聞いており、問題ないと思います。</p>
議 長 三 宅 委 員	<p>受付番号 6 番、兼山お願いします。</p> <p>推進委員 9 番の三宅から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号 6 番は、兼山、魚屋町にある農地です。譲渡人は、相続により住宅や農地を取得しましたが、別に居住しており、今後も兼山に居住する予定が無い場合、住宅と農地を一緒に処分することとなり、譲受人が一括購入されることとなり申請されました。</p> <p>申請地は、住宅に付随する 158 ㎡の小さな農地で、家庭菜園的に野菜を作付けされ管理される計画で、荒廃農地とならないよう管理すると誓約書も添付されており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま</p>

せんか。

奥田委員

受付番号5番の案件について、賃借期間は何年が正しいか確認です。議案書備考欄の記載は、許可日から2年間と記載されているが、説明資料の特記事項には、賃借期間、許可日から5年間と記載されています。何年が正しいでしょうか。

事務局

賃借期間は5年間です。議案書の訂正をお願いします。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

委員

【意見・質問なし】

議長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第36号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員

【異議なしの声多数】

議長

異議ないものと認め、議案第36号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長

続きまして、日程第3、議案第37号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3、議案第37号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、2件です。

受付番号1番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅の庭、駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、申請地を昭和57年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を庭、駐車場敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、広見地内で個人用倉庫を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、令和5年4月頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を進入路として利用していたため、始末者が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、土田をお願いします。

奥田委員

農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、土田、JAめぐみの土田支店の北、申請人自宅に隣接する農地で、既に庭、駐車場として利用しているため始末書が提出されている案件です。申請地の周囲には

農地は無く、庭、駐車場として利用されており、雨水は、自然浸透及び南側の既設道路側溝への排水で、現状のまま使用されますので、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、広見をお願いします。

奥村 (保) 委員 農業委員 13 番の奥村から現地確認の報告をします。

受付番号 2 番は、広見の葬祭事業会社本社の西で、ここだけ畑として残っていた農地に自己用倉庫を建築するための申請案件です。周囲に農地は無く、一部に砕石が搬入されていて、進入路として利用しているため始末書が提出されています。雨水は、東に U 字溝を敷設し、西側の開発道路側溝へ排水されます。上下水道の利用も無く、転用されても、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質問なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 37 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 37 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 38 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 4、議案第 38 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

今月の内訳は、売買による所有権移転 10 件、交換による所有権移転 1 件、使用貸借権の設定 2 件、贈与による所有権移転 1 件の合計 14 件です。

受付番号 1 番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、一般個人住宅を建築するとのことでした。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことでした。

受付番号 2 番は、川合の方と岐阜市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、2 棟の分譲住宅を建築するとのことでした。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことでした。

受付番号 3 番は、今渡の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転

用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、下恵土の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、下恵土の方と御嵩町の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、徳野南地内で妻の父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、令和7年5月に、農地法の許可を得ず、建築工事を開始していたため指導を行い、現在建築工事を中断させている案件で、始末書が提出されています。

受付番号6番は、土田の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地と第3種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

受付番号7番は、土田の方と土田の方が、交換による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、令和3年に住宅を建築した際に、隣接農地である申請地に一部越境して建築していたことが判明したため、始末書が提出されています。

受付番号8番は、菅刈の方と下切の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求める

ものです。

転用事業者は、東帷子地内で、母の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号9番は、山梨県北杜市の方と犬山市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、建築条件付で3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、令和7年4月28日に農振除外されています。

受付番号10番の案件は、長洞の方と長洞の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、長洞地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事は行わず、現状と変更なしとのことです。

本案件は、昭和59年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を住宅敷地の一部として利用していたため、始末者が提出されています

受付番号11番の案件は、広眺ヶ丘の方外1名と名古屋市西区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接地を一体利用して、自動車部品工場の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、昭和55年4月頃より、農地法の許可を得ず、当該農地の一部を工場従業員の駐輪場として利用していたため、始末書が退出されています。

受付番号12番は、広見の方外1名と今渡の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、10棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。

この案件は、令和7年4月28日に農振除外されています。

また、開発協議が必要な案件で、都市計画法による協議が提出されています。

受付番号13番は、広見の方外2名と石井の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

この案件は、令和7年4月28日に農振除外されています。

受付番号14番は、中恵土の方外1名と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番及び2番、今渡をお願いします。

中 村 委 員

農業委員3番の中村が受付番号1番及び2番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡北小学校の東、名鉄広見線北、今渡大東地内にある139㎡と極小の農地で、三方が排水路に囲まれています。隣接する農地は無く、農業施設への影響も無く、雨水は、隣接の排水路への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号2番は、福祉センター西にある農地で、分譲住宅2棟を建築するための転用申請です。東側に一部農地が残りますが、北側、貸駐車場の所有者と同一所有者となりますので、農地耕作に支障はありません。土地改良区の同意もあり、雨水は、西側道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号3番、川合をお願いします。

大 澤 委 員

農業委員2番の大澤が受付番号3番の案件について報告します。

受付番号3番は、川合南地内、周囲にアパート、マンションが多い地域の一角で4棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周囲は、北と西は道路で、東は土地改良排水路、南に農地がありますが説明も済み、被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。土地改良区の同意もあり、雨水は、北側の道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号4番、下恵土をお願いします。

中 村 委 員

農業委員3番の中村が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、下恵土古市場地内で、土地改良区の施工エリア内にある農地です。開

発事業者が購入して4棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。本案件は6月の総会時に議案として審議し、許可相当とした案件ですが、その後、面積が変更となり、取下げされ、新たに申請された案件です。6月に審議しており、問題ないと思います。

議長
中村委員

受付番号5番、徳野南お願いします。

農業委員3番の中村が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、徳野南の区画整理地内の農地で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。申請地は、事務局から説明がありましたが、既に5月より基礎工事に着手されており、現在、事務局からの指導により、工事を中止されている状況です。区画整理地内で、隣接者への説明も済み、道路側溝、上下水道とも整備されており転用されても問題ない案件です。許可前に工事に着手しているため始末書が提出されている案件です、審議をお願いします。

議長
奥田委員

受付番号6番及び7番、土田お願いします。

農業委員4番の奥田が受付番号6番及び7番の案件について報告します。

受付番号6番は、大型花き販売施設の南、県道可児川停車場日本ライン公園線に接する農地を転用して、一般個人住宅を建築するための申請です。土地改良管理組合の同意もあり、周囲には農地はありません。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号7番は、土田渡の新しい公園の入り口道路の近くにある農地です。令和3年に住宅を新築した際に、隣接農地へ一部越境して建築していたことが判明したため、始末書を添付して申請されている案件です。既に宅地として利用されており、境界にはコンクリートブロックが設置されています。現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議長
勝野委員

受付番号8番、東帷子お願いします。

農業委員5番の勝野が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、名鉄西可児駅に西にある農地です。母親の所有地に使用貸借権を設定して、子が一般個人住宅を建築するための申請です。隣地所有者への説明も済み、被害防除策としてコンクリート擁壁を設置されます。雨水は前面道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、農業用排水への影響も無いため、転用されても、問題ないと思います。

議長
山本(富)委員

受付番号9番、塩お願いします。

農業委員6番の山本が受付番号9番の案件について報告します。

受付番号9番は、塩地内の内科医院の西、旧県道に接する農地を建築条件付きで3区画に宅地分譲するための転用申請です。周囲に農地は無く、土地改良管理組合の同意が得てあります。雨水は土地改良管理組合の排水路への排水で、同意が得てあります。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長
國枝委員

受付番号10番、長洞お願いします。

推進委員4番の國枝が受付番号10番の案件について報告します。

受付番号10番は、長洞地内の農地で、譲受人は贈与により取得し、住宅敷地として利用することです。昭和59年頃から住宅敷地として利用していたため、始末書が提出されています。現状のまま使用されますので、問題ないと思います。

議 國 枝 委 員	長	<p>受付番号 11 番、矢戸お願いします。</p> <p>推進委員 4 番の國枝が受付番号 11 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 11 番は、矢戸地内の農地で、譲受人が購入し、自動車部品製造工場の駐車場を整備するとのことです。昭和 55 年頃より一部を駐輪場として利用していたため、始末書が提出されています。申請地の一筆が土地改良施工エリア内のため管理組合の同意書が得られています。雨水排水については、市道側溝の入替をされ、道路側溝へ排水されます。周囲に農地は無く、転用されても、問題ないと思います。</p>
議 奥村(保) 委 員	長	<p>受付番号 12 番及び 13 番、広見お願いします。</p> <p>農業委員 13 番の奥村が受付番号 12 番及び 13 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 12 番は、広見乗里地区にある農地で、令和 7 年 4 月 28 日付で農振除外されています。申請地に 10 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周辺への被害防除策として、L 型擁壁を設置されます。土地改良管理組合の同意も得られており、雨水の排水先としても同意が得られております。開発協議が必要な案件で、上下水道等整備されますので、転用されても、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 13 番は、広見田白地内の農地で、令和 7 年 4 月 28 日付で農振除外されています。申請地に共同住宅 1 棟を建築するための転用申請です。一部隣接地に農地が残りますが、畑として耕作管理される予定と聞いています。周辺への被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。土地改良管理組合の同意も得られており、雨水の排水先は、敷地内に側溝を設置して、西側道路を横断して排水路へ排水されます。上下水道とも整備されていますので、転用されても、問題ないと思います。</p>
議 三 宅 委 員	長	<p>受付番号 14 番、中恵土お願いします。</p> <p>推進委員 9 番の三宅が受付番号 14 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 14 番は、中恵土、可児工業高等学校第 2 グラウンドの南にある農地を 2 区画に宅地分譲するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、周囲には、被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。雨水は、東側市道の道路側溝への排水、上下水道とも同じく東側市道に整備されていますので、接続できます。周囲には農地はありませんし、農業用排水への影響もありませんので、転用されても、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
議 事 務 議	長	<p>1 番の案件について、外国籍の方が、譲受人となっているが、法的に問題はないか。</p> <p>法的には、問題ない。3 条申請では、申請書に国籍を記入する欄が設けられている。</p> <p>北海道などで、外国籍の方が森林などの土地を購入し、伐採などを行い、地元の水源などへ影響が出たとニュースで聞いた事があるが、どうか。</p>
事 務 議 委 員 議	局 長 員 長	<p>森林法等他法令に関しては、分からない。</p> <p>他に、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>【意見・質疑なし】</p> <p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 38 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>

委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第 38 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議長	続きまして、日程第 5、議案第 39 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第 5、議案第 39 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。 お手元の別葉、議案第 39 号をご覧ください。 受付番号 1 番について、瀬田の方が更新で、農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。 土地の概要等については、資料のとおりです。 貸借期間は、令和 7 年 9 月 30 日から令和 12 年 9 月 29 日までの 5 年間です。
議長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、質問はございませんか。
議長	今更ではあるが、今回の案件は、可児市で審議する案件なのか。該当農地は可児市内であるが、受け手である耕作者は、御嵩町在住であるので、どうでしょうか。
事務局	該当農地がある市町村で処理しますから、可児市での処理となります。
議長	他に、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	【意見・質疑なし】
議長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 39 号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第 39 号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。
議長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 7 月指導分について報告します。 別添資料 1 をご覧ください。(件数 8 件) 農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。 2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 7 月届出分です。 届出はありませんでした。 3. 農業用施設の届出書の 7 月届出分です。 別添資料 2 をご覧ください。(件数 1 件)

4. 農地台帳非登載確認申請

届出はありませんでした。

5. 7月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

11件の相続に伴う届出がありました。

田 18筆 11,095.00 m² 畑 45筆 12,109.14 m² 合計 63筆 23,204.14 m²

6. 農地パトロールについて

資料により説明

8月、9月はまだまだ暑い時期です、体調管理に気を付けてパトロールを実施してください。

提出期限は、10月の総会 暑い時期が続くため 11月の総会、11月末まで

完了した方は、早めに提出してください。

7. 今後の日程について説明します。

次の現地確認は8月29日の金曜日を予定しています。

また、令和7年第9回農業委員会総会は、令和7年9月4日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

8. その他

- ・ 1 農業委員会 1 事例づくり事例集 (配布)
- ・ 活動記録簿の配付 (配布)
- ・ 視察研修について

副会長から会計報告 (タブレットに掲載したので確認)

トマトの台木について情報提供

議 長

これをおもちまして、令和7年第8回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。